

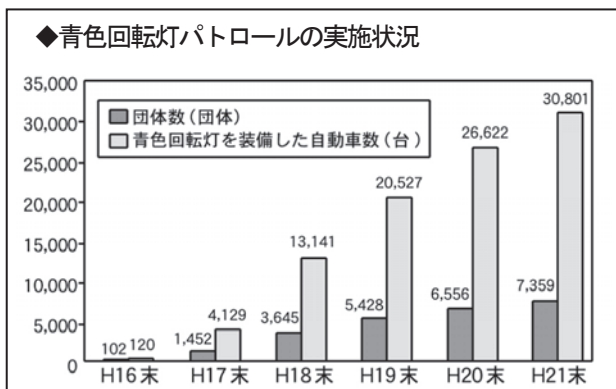
青色回転灯パトロール

青色回転灯パトロールとは

地域住民や民間団体、行政機関などによる自主防犯パトロール活動が活発化しているが、その多くは徒歩や自転車によるパトロールや子どもの見守り活動である。自動車によるパトロールが少ないのは、一般の自動車に回転灯を装備することが法令で禁止されているためである。そこで、平成16年12月から、一定の条件を満たす団体には、防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができるようになった。この、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールを、青色回転灯パトロール、あるいは青色防犯パトロールという。

東京都内では、青色回転灯パトロールが行われている地域の多くで、それ以外の地域よりも犯罪発生率が減少しているという検証結果が示されている。

青色回転灯を装備した防犯パトロール車両の数は、全国で約3万台(平成21年12月末)あり、前年比約1.15倍である。(警察庁調べ)



申請の対象となる団体

自主防犯パトロールを行う団体であり、次の1～4のいずれにも適合していると認められる団体ならば、申請手続きをすることができる。パトロール地域を管轄する警察署(生活安全課または刑事生活安全課)で申請し、警視庁の審査に合格すれば証明書と標章・パトロール実施者証等が交付される。

1 団体が次のいずれかに該当すること。

① 都道府県または市区町村

② 知事、警察本部長、警察署長、市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体または委嘱を受けた者により構成される団体

③ 地域安全活動を目的として設立された公益法人、NPO法人、地方自治法の規定により市区町村長の認可を受けた自治会などの団体

④ ①から③のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

2 実績・計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が認められること。

3 青色防犯パトロール講習を受講するなどして、防犯パトロール中に予想される事案に適切に対応できると認められること。

4 青色防犯パトロールを適切な方法により実施することができるものと認められること。

各地の運用状況と声

●福島県・泉地区地域安全パトロール隊

運用に先立ち、青色防犯パトロール者講習会を積極的に受講して、青色回転灯装備車を保有するメンバーの私有車11台を有効に活用した地域安全パトロールを実施している。

●大阪府・豊中青色パトロールおかつぴき隊

広範囲に及ぶ豊中警察管内では車両によるパトロールが有効なため、団体で2台を運用、メンバーが交替で日夜、青色防犯パトロールを展開している。ガソリン代については防犯協会各支部から支援を受けているが、活動が頻繁になればなるほど燃費の問題が浮上する。

●徳島県・ブルー・パトロール“HIT”(青パト・ヒット)

会員の有志20名の私有車両を青色回転灯防犯活動車両に指定し、各支部ごとに当番表を作成して運用している。定期的な青色防犯パトロール以外にも、青パト・ヒットのシンボルマークが入ったマグネットシートを作成し、会員は同シートを私有車両のボディに貼付して走行している。

(警察庁「自主防犯ボランティア活動支援サイト」より)